

GOLF&温泉 日帰りパック



ゴルフパーク酒田

ゴルフプレー（セルフプレー）
ゴルフ代のみよりお得な金額でゴルフを満喫!
やまがた夏旅キャンペーンで地元へ還元!



アイアイひらた

温泉入浴券付（タオル持参）
車で20分。温泉でゆっくり疲れを癒してください。
やまがた夏旅キャンペーンで地元へ還元!



やまがた夏旅 クーポン 2,000円分付

利用期限は旅行出発日を含め7日間。
クーポン1枚につき利用可能店舗は一箇所のみとなります。
おつりは出ません。

対象期間(旅行期間): 2021年5月10日～2021年12月中旬までの日帰り(8月31日までのご予約に限ります。)

募集人員: 一日3組限定(1組3～4名様以上でお申し込みください。)

お支払い実額(旅行代金)(お一人様あたり)

	ビクター向け料金 期間	現地プレー代 参考価格	お一人様あたり お支払実額	旅行代金/ キャンペーン給付額	やまがた夏旅 クーポン
A	5/10～12月中旬 平日	6,400円	4,500円	9,000円/4,500円	2,000円分付
B	5/10～12月中旬 土・日・祝日	7,400円	5,000円	10,000円/5,000円	2,000円分付

お申込み・お支払い方法

- 裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
- ティーオフ時間確定後、弊社よりご返信いたします。
- お支払いは弊社窓口へお越しください。

お申込み条件

- 3名様または4名様単位でお申し込みください。
- ゴルフパーク酒田のメイト会員の方もお申込みいただけます。
メイト会員の方のお支払い実額は、全日 **4,000円** となります。
メイト会員の方の夏旅クーポンの付与は、2,000円分となります。詳しくは弊社にお問い合わせください。
- この商品は募集型企画旅行（酒田市に隣接する市町村）となります。お申込みにあたっては裏面のご旅行条件（要旨）をご覧ください。
- この旅行に添乗員は同行いたしません。

※やまがた夏旅クーポン1枚につき利用可能店舗は1箇所のみとなります。また、おつりは出ません。

【県民お出かけキャンペーンについて】

- このパック商品は山形県事業支援対象商品です。支援金はお客様に支給されますが、当社およびクーポン事務局は支援金をお客様に代わって受領（代理受領）いたしますので、お客様は旅行代金に対する支援金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。当社およびクーポン事務局による代理受領についてご了承の上お申し込みください。
- 取消料は旅行代金を基準として算出いたします。
- やまがた夏旅割引クーポンがなくなり次第終了となります。

FAX : 0234-31-7661

出発日 (プレー月日)	月 日()	プレー 希望時間	8時台 前半 後半 9時台 前半 後半	申込人数	人
代表者氏名	フリガナ 氏 名	代表者住所	〒		
電話番号		FAX番号		☐ ビジター	☐ メイト会員
同行者氏名②	フリガナ 氏 名			☐ ビジター	☐ メイト会員
同行者氏名③	フリガナ 氏 名			☐ ビジター	☐ メイト会員
同行者氏名④	フリガナ 氏 名			☐ ビジター	☐ メイト会員
お支払方法	ご来店時に現金もしくはPay Payでのお支払いをお願いいたします。				
その他通信欄					

※(株)菅原鮮魚 すマイル・ツアーズ 返信欄

お申込みのご予約が	お取りできました。	ティーオフ時間
	お取りできませんでした。	時 分

- 太枠の必要事項をご記入の上、上記FAX番号へご送信ください。
- ティーオフ時間確定後、弊社スタッフよりご連絡いたします。ご希望の時間にお取りできない場合近い時間でご案内いたします。
- ゴルフ場の空き状況によりご希望日にご準備できない場合があります。
- 一営業日以内に返信いたします。万一返信がない場合、お手数ですがお電話にてFAXの着信をご確認ください。

■旅行契約成立後、お客様のご都合で取消される場合、旅行代金(お支払い金額ではありません)に対してお一人様につき右記の料率で取消料を申し受けます。	旅行契約の解除日		取消料
	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	3日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
		旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
		旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

ご旅行条件(要旨)

旅行企画・実施

1. 募集型企業執行契約

この旅行は兵庫県神戸市三宮区山手町1-1-1（山形県加賀市緑林街東郷2-259号）（以下「当社」といいます）が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

また、契約の内容・条件は募集型企画旅行契約（パンフレット等）の各条項に記載されている条件の他、パンフレットの「本旅行条件書」出発前にお渡しする確定書面（厳格な行程表）及び当社募集型企画旅行契約約款によります。

2 旅行契約の申し込みと旅行契約の成立時期

(1) 申込書に所定の事項を記入の上、お申し込みいただきます。また、旅行契約については、当社が予約の承諾をし、成立するものとします。

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段により旅行契約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約はご予約の時点で成立しておられます。ただしご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に出発を原単位といたいたします。

3 旅行代金のお支払
旅行代金は、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって3日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日より起算してさかのぼって3日目にあたる日より前にお申込みの場合は、旅行開始日の当社の定める期日までに支払ってください。

1 送料代金に含まれるもの
パンフレットに明示した運送機関の運賃・ギャラ、代金、施設入場料及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様の都合により、一部利用できない場合があります。

[illegible]

執行開始日の前日から起算してさかのぼり、3日目にある日以降の解除。執行代金の2.0%、執行開始当日の解除。執行代金の5.0% 開始後の解除または無効請求発生時、執行代金の1.0.0%

6-お客様の責任
 (1)お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
 (2)お客様の「お申し込み」欄に記入された事項と不相符な事項を記載し、お申し込みをされた場合、お申し込みの内容及びお申し込みの趣意を被る損害を賠償する責任を負います。

②お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

③お客様は、旅行開始後に旅行費用に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、国内専業型企業執行役員の特別保証規定で定めるところにより、お客様が執行参加中に急激かつ異常な外来的事故によってその生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害額について、あらかじめ定める額の増徴金及び見舞金を支払います。

この執行契約は、令和3年5月8日を基準としています。また、執行代金は令和3年5月8日現在の有効な税額を基準としております。

当社及び当社が執行する者は、執行中申込みの理由と提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との関係の適切なために利用させていただくほかは、お客様が申込みいただいた旅行において運送・宿泊業等の提供するサービスの配定またはそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

■国内旅行保険への加入について

より安心してご旅行いただくために、ご旅行中の病気や事故・盗難に備えて国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします、ご旅行保険お申し込みの時に必ず旅行の領票を一緒にご一読お願いいたします。

不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

(一社) 全国旅行業協会(ANTA)正会員
山形県知事登録第3-259号



旅で笑顔! 食で笑顔! 旅のことならおまかせ!

〒998-0036 酒田市船場町2丁目2-36 (2階)

TEL 0234-31-7660

FAX 0234-31-7661

総合旅行業務取扱管理者 渡部郁郎

【營業時間】 平日・土曜 9:00~18:00

【休業日】 日曜・祝日

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。